

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号〕

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給料（第2条—第10条）
- 第3章 手当（第11条—第24条）
- 第4章 補則（第25条—第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員（法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。）の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 給料

（派遣職員の給与）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の給与（時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）については、支給しない。ただし、広域連合と派遣職員を派遣した地方公共団体（以下「派遣元」という。）との協定により特別の定めがある場合は、当該協定に定めるところによる。

（給料）

第3条 職員（大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）には、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条及び第3条の規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し、給料を支給する。

2 派遣職員の給料は、その者が当該派遣元において職員として在籍した場合に受けるべき給料の月額（以下「給料月額」という。）とし、支給その他の手続は、当該派遣元の条例の例による。

（給料表）

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表
- (2) 医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

ロ 医療職給料表（二）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第28条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

（職務の級及び号給の決定）

第5条 職員の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

（昇給の基準）

第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在籍する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第6条の2 任期付短時間勤務職員の給料月額は、給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（復職時等における給料月額の調整）

第7条 休職（法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。）、休暇又は療養のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

（給料の支給方法）

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額を規則で定める日に支給する。

（給料の支給方法）

第9条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等によって給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 3 職員が死亡したときは その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定によって給料を支給する場合であつて、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間条例第3条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

第10条 広域連合長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤勞の強度、勤務時間、勤勞環境その他の勤勞条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

- 2 前項の規定による調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第3章 手当

(手当)

第11条 職員には、給料のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 身体又は精神に著しい障害がある者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,800円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、扶養親族の増減等に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第13条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11を乗じて得た額とする。

(住居手当)

- 第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1,2000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、6か月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、当該区分に掲げる額に支給対象期間の月数を乗じて得た額（任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。ただし、規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる職員又は通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員にあつては、30,500円又は43,600円を超えない範囲内で規則で定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,000円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	8,900円
20キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	13,700円
30キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	18,500円
40キロメートル以上45キロメートル未満	20,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	21,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	22,700円
55キロメートル以上60キロメートル未満	23,600円
60キロメートル以上	24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間に住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合その他の規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して、規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(時間外勤務手当)

第16条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100の125か

ら100の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100の100」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第7条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第3項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
- 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
 - (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50から第3項で定める割合を減じた割合
- 7 第2項及び前3項の規定にかかわらず、派遣職員の勤務1時間当たりの給与額は、当該職員の給与の適用を受ける派遣元の例により算出した額とする。

（休日勤務手当）

第17条 休日勤務手当は、勤務時間条例第9条に規定する休日（勤務時間条例第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。勤務時間条例第3条の規定により毎

日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が勤務時間条例第3条の規定により定められた週休日に当たるときは、規則で定める日において正規の勤務時間中に勤務した職員に対しても、同様とする。

2 休日勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、派遣職員の勤務1時間当たりの給与額は、当該職員の給与の適用を受ける派遣元の例により算出した額とする。

（夜間勤務手当）

第18条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき、規則で指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、管理職手当を支給される者の給料月額の100分の25を超えない範囲内で規則で定める。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、規則で定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（以下第23条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に第29条第2項、第4項、第6項又は第7項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡

した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である職員のうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第22条 任命権者は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を任命権者に係る事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
 - 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
 - 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基準日から起算して1年を経過した場合
 - 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。
 - 8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ広域連合長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。
 - 9 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第7項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）
- 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、規則で定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5（特定幹部職

員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 第20条第3項及び第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第23条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条及び第22条中「基準日から」とあるのは「基準日(第23条第1項に規定する基準日をいう。)から」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第24条 退職手当については、別に条例で定める。

第4章 補則

(適用除外)

第24条の2 第12条、第14条及び第24条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(任期付短時間勤務職員にあつては一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条各項の規定により採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額)とする。

(給与の減額)

第26条 正規の勤務時間に職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことについて任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 第16条から第18条までの規定は、第19条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

(臨時的任用の職員等の給与)

第28条 臨時的任用の職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でない者及び非常勤の職員の給与は、この条例の規定にかかわらず、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。

(休職者の給与)

第29条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間がその休職に引き続く当該疾病による療養期間を通算して満3年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 3 職員が精神疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100を支給する。
- 4 職員が前3項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 5 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 職員が大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第5号）第2条に掲げる事由に該当して休職にされたとき（次項に掲げるときを除く。）は、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 7 職員が大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例第2条に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（給与の口座振込）

第30条 給与は、職員からの申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振り込みの方法により支給することができる。

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則（平成20年条例第6号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和5年4月1日から適用する。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,600	240,600	267,300	346,000	385,300	440,900	511,300	569,700
2	163,700	242,500	268,600	348,300	387,800	443,200		
3	164,900	244,100	270,100	350,500	390,500	445,300		
4	166,000	245,600	271,600	352,900	393,000	447,500		
5	167,100	246,900	272,900	355,200	395,600	449,100		
6	168,200	248,200	274,700	357,500	398,300	450,900		
7	169,300	249,500	276,400	359,600	401,100	452,800		
8	170,400	251,000	278,200	361,900	403,800	454,800		
9	171,500	252,100	280,000	364,100	406,200	456,700		
10	172,900	253,200	281,800	366,300	408,600	458,400		
11	174,200	254,700	283,400	368,400	410,900	459,900		
12	175,500	256,000	285,300	370,600	413,200	461,700		
13	176,600	257,200	287,100	372,700	415,300	463,000		
14	178,100	258,600	288,900	374,900	417,300	464,500		
15	179,600	259,800	290,600	377,000	419,200	465,900		
16	181,100	261,200	292,500	379,200	421,200	467,400		
17	182,100	262,100	294,400	381,500	423,100	468,700		
18	183,500	263,700	296,400	383,700	425,000	470,000		
19	184,800	265,200	298,400	385,800	426,800	471,200		
20	186,200	266,700	300,500	388,000	428,700	472,200		
21	187,300	268,200	302,500	390,000	430,500	473,000		
22	190,000	269,700	304,600	391,700	432,100	473,500		
23	192,400	271,000	306,600	393,300	433,600	473,900		
24	194,900	272,600	308,700	395,000	435,200	474,300		
25	197,400	274,100	310,900	396,700	436,700	474,500		
26	199,000	275,700	312,900	398,200	438,000	474,900		
27	200,500	277,100	314,900	399,800	439,300	475,300		
28	202,000	278,800	316,900	401,400	440,600	475,800		
29	203,300	280,200	318,800	402,800	441,700	476,400		
30	204,300	281,900	320,900	404,000	443,000	476,800		
31	205,300	283,600	323,000	405,100	444,200	477,200		
32	206,300	285,300	325,100	406,300	445,500	477,600		
33	207,300	287,000	327,100	407,400	446,400	478,100		

34	208,300	288,800	329,300	408,600	447,200	478,400		
35	209,900	290,500	331,300	409,800	447,800	478,800		
36	211,500	292,300	333,400	411,000	448,300	479,200		
37	212,500	293,700	335,200	411,900	448,700	479,500		
38	214,000	295,400	337,300	412,600	449,200	479,900		
39	215,500	297,100	339,400	413,300	449,500	480,300		
40	216,800	298,800	341,500	414,000	449,900	480,700		
41	219,900	300,500	343,300	414,700	450,200	481,000		
42	221,600	302,200	345,300	415,400	450,500	481,300		
43	223,500	303,800	347,300	416,000	450,800	481,600		
44	225,200	305,500	349,300	416,400	451,100	481,800		
45	226,400	307,200	351,200	416,800	451,300	482,000		
46	227,900	308,900	353,100	417,100	451,500			
47	229,700	310,600	354,900	417,300	451,700			
48	231,500	312,300	356,800	417,500	451,900			
49	232,500	313,500	358,500	417,700	452,100			
50	234,300	315,100	360,000	417,900	452,300			
51	235,900	316,700	361,500	418,100	452,500			
52	237,500	318,300	363,000	418,300	452,700			
53	238,800	319,900	364,300	418,500	452,900			
54	240,100	321,500	365,400	418,700	453,100			
55	241,400	323,100	366,500	418,900	453,300			
56	243,000	324,600	367,600	419,100	453,500			
57	243,900	326,000	368,500	419,300	453,700			
58	245,100	327,200	369,600	419,500				
59	246,400	328,400	370,700	419,700				
60	247,600	329,400	371,800	419,900				
61	248,500	330,100	372,600	420,100				
62	249,500	331,000	373,300	420,300				
63	250,300	331,900	373,900	420,500				
64	251,400	332,700	374,600	420,700				
65	252,100	333,300	374,900	420,900				
66	253,200	334,000	375,600	421,100				
67	254,300	334,800	376,300	421,300				
68	255,500	335,600	377,000	421,500				
69	256,200	336,300	377,300	421,700				
70	257,400	337,000	378,000	421,900				
71	258,400	337,700	378,700	422,100				

72	259,700	338,400	379,400	422,300				
73	260,500	338,700	380,000	422,500				
74	261,600	339,300	380,700					
75	262,700	339,900	381,400					
76	263,900	340,500	382,100					
77	264,700	340,800	382,300					
78	265,900	341,300	382,700					
79	267,200	341,800	383,000					
80	268,500	342,300	383,300					
81	269,600	342,700	383,600					
82	270,800	343,200	383,900					
83	272,000	343,600	384,200					
84	273,100	344,100	384,500					
85	274,000	344,300	384,900					
86	275,200	344,800	385,200					
87	276,400	345,200	385,600					
88	277,600	345,700	386,000					
89	278,600	346,000	386,200					
90	279,700	346,500	386,400					
91	280,800	347,000	386,600					
92	281,900	347,500	386,800					
93	282,900	347,700	387,000					
94	283,900	347,900	387,200					
95	284,900	348,400	387,400					
96	285,800	348,900	387,600					
97	286,600	349,100	387,800					
98	287,500	349,500	388,000					
99	288,400	349,900	388,200					
100	289,300	350,100	388,400					
101	290,200	350,300	388,600					
102	291,000	350,500						
103	291,800	350,700						
104	292,600	350,900						
105	293,200	351,200						
106	293,700	351,400						
107	294,200	351,600						
108	294,500	351,800						
109	294,700	352,000						

110	295,000	352,200						
111	295,300	352,400						
112	295,500	352,600						
113	295,700	352,800						
114	296,100							
115	296,500							
116	296,900							
117	297,100							
118	297,400							
119	297,700							
120	298,000							
121	298,300							
122	298,700							
123	299,100							
124	299,300							
125	299,500							
126	299,900							
127	300,100							
128	300,300							
129	300,500							
130	300,700							
131	300,900							
132	301,100							
133	301,300							
134	301,500							
135	301,700							
136	301,900							
137	302,100							
138	302,300							
139	302,500							
140	302,700							
141	302,900							
142	303,100							
143	303,300							
144	303,500							
145	303,700							
146	303,900							
147	304,100							

148	304,300							
149	304,500							
150	304,700							
151	304,900							
152	305,100							
153	305,300							
154	305,500							
155	305,700							
156	305,900							
157	306,100							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

イ 医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	168,200	259,400	289,800	336,200	384,200
2	169,600	260,500	291,700	338,400	386,900
3	171,000	261,700	293,600	340,600	389,600
4	172,400	262,600	295,400	342,800	392,200
5	173,600	263,100	297,200	344,900	394,800
6	175,400	264,300	299,200	347,300	397,500
7	177,100	265,400	301,200	349,700	400,200
8	178,800	266,300	303,000	352,000	402,900
9	180,400	266,900	304,800	354,100	405,500
10	182,000	268,000	307,000	356,400	407,800
11	183,600	269,100	309,200	358,600	410,200
12	185,100	270,000	311,400	360,900	412,500
13	186,400	270,500	313,600	362,900	414,400
14	188,200	272,000	315,700	365,100	416,500
15	190,000	273,500	317,800	367,400	418,500
16	191,800	274,900	319,900	369,600	420,600
17	193,500	276,200	321,900	371,500	422,400
18	195,300	277,700	323,900	374,000	424,400
19	197,000	279,300	325,900	376,400	426,400
20	198,700	280,700	328,000	378,700	428,500
21	200,500	281,900	330,100	380,900	430,300

22	201,900	283,500	332,100	383,200	431,900
23	203,200	285,000	334,000	385,400	433,300
24	204,500	286,500	336,000	387,600	434,900
25	209,800	288,100	338,200	389,400	436,500
26	210,400	289,900	340,200	391,300	437,800
27	211,200	291,700	342,100	392,900	439,100
28	211,900	293,400	344,100	394,600	440,400
29	212,800	295,000	345,900	396,300	441,600
30	214,000	296,800	347,800	397,900	442,600
31	215,800	298,600	349,600	399,600	443,600
32	217,500	300,400	351,500	401,200	444,600
33	218,900	302,000	353,500	402,700	445,600
34	220,600	303,700	355,200	404,000	446,600
35	222,300	305,400	357,000	405,200	447,600
36	223,900	307,000	358,900	406,500	448,400
37	224,600	308,500	360,800	407,400	449,100
38	226,100	310,200	362,400	408,600	449,500
39	227,700	311,900	364,100	409,800	449,900
40	229,200	313,600	365,700	411,000	450,200
41	230,400	315,100	366,900	411,900	450,400
42	231,600	316,800	368,100	412,700	450,600
43	233,000	318,500	369,300	413,500	450,800
44	234,300	320,200	370,500	414,300	451,000
45	235,000	321,400	371,600	414,800	451,200
46	236,400	323,000	372,700	415,400	451,400
47	237,800	324,500	373,800	416,000	451,600
48	239,200	326,100	374,900	416,500	451,800
49	240,400	327,600	376,000	416,700	452,000
50	241,600	328,900	377,000	416,900	452,200
51	242,800	330,200	378,000	417,100	452,400
52	243,900	331,500	379,000	417,300	452,600
53	244,800	332,500	379,700	417,500	452,800
54	246,000	333,600	380,600	417,800	
55	247,100	334,700	381,500	418,000	
56	248,100	335,600	382,400	418,200	
57	248,800	336,200	382,900	418,400	
58	249,900	337,100	383,700	418,600	
59	251,000	338,000	384,500	418,800	

60	252,000	338,800	385,300	419,000	
61	252,700	339,300	385,800	419,200	
62	253,800	339,900	386,500	419,400	
63	254,900	340,600	387,200	419,600	
64	255,900	341,300	387,900	419,900	
65	256,800	341,800	388,500	420,100	
66	258,000	342,500	389,200	420,400	
67	259,200	343,200	389,800	420,600	
68	260,300	343,900	390,300	420,800	
69	261,400	344,400	390,500	421,000	
70	262,600	345,000	390,900	421,200	
71	263,700	345,600	391,200	421,400	
72	264,700	346,200	391,500	421,600	
73	265,600	346,500	391,900	421,800	
74	266,900	347,100	392,300		
75	268,200	347,700	392,600		
76	269,500	348,300	392,900		
77	270,400	348,500	393,200		
78	271,600	349,000	393,600		
79	272,800	349,500	394,100		
80	273,900	350,000	394,500		
81	274,700	350,200	394,700		
82	275,900	350,600	395,000		
83	277,100	351,000	395,300		
84	278,300	351,300	395,600		
85	279,200	351,500	395,900		
86	280,300	351,900	396,200		
87	281,400	352,300	396,500		
88	282,500	352,700	396,800		
89	283,500	353,200	397,100		
90	284,500	353,600	397,400		
91	285,600	354,000	397,700		
92	286,700	354,300	398,000		
93	287,600	354,500	398,300		
94	288,400	354,800	398,500		
95	289,200	355,100	398,700		
96	290,000	355,300	398,900		
97	290,700	355,500	399,100		

98	291,300	355,700			
99	291,900	355,900			
100	292,500	356,100			
101	293,000	356,300			
102	293,500	356,500			
103	294,000	356,700			
104	294,400	356,900			
105	294,600	357,100			
106	294,800				
107	295,000				
108	295,200				
109	295,500				
110	295,700				
111	295,900				
112	296,100				
113	296,300				
114	296,500				
115	296,700				
116	296,900				
117	297,100				
118	297,300				
119	297,500				
120	297,700				
121	297,900				
122	298,100				
123	298,300				
124	298,500				
125	298,700				
126	298,900				
127	299,100				
128	299,300				
129	299,500				
130	299,700				
131	299,900				
132	300,100				
133	300,300				
134	300,500				
135	300,700				

136	300,900				
137	301,100				
138	301,300				
139	301,500				
140	301,700				
141	301,900				
142	302,100				
143	302,300				
144	302,500				
145	302,700				
146	302,900				
147	303,100				
148	303,300				
149	303,500				
150	303,700				
151	303,900				
152	304,100				
153	304,300				
154	304,500				
155	304,700				
156	304,900				
157	305,100				

備考 この表は、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士に適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	183,800	251,900	273,100	296,000	339,500
2	185,200	253,600	273,600	297,700	341,800
3	186,700	255,300	274,200	299,400	344,100
4	188,100	256,900	274,800	301,000	346,400
5	189,500	258,400	275,500	302,400	348,500
6	191,000	259,400	276,100	304,000	350,800
7	192,500	260,400	277,000	305,700	353,100
8	194,000	261,400	277,700	307,400	355,400
9	195,200	261,800	278,600	309,100	357,600
10	196,800	262,800	279,600	310,800	359,600

11	198,300	263,900	280,700	312,600	361,500
12	199,700	265,100	281,900	314,400	363,500
13	200,900	266,000	282,800	316,100	365,500
14	202,800	266,500	284,100	317,900	367,600
15	204,600	267,100	285,500	319,700	369,700
16	206,500	267,700	286,700	321,500	371,800
17	218,000	268,200	287,700	323,300	373,900
18	220,400	268,700	288,900	324,900	375,900
19	222,500	269,400	290,100	326,500	377,800
20	224,700	270,000	291,300	328,200	379,900
21	227,000	270,700	292,600	329,800	381,900
22	228,300	271,500	293,900	331,500	384,000
23	229,400	272,400	295,300	333,200	385,900
24	230,600	273,300	296,600	335,000	388,000
25	231,800	274,000	297,700	336,800	389,900
26	232,300	275,200	299,300	338,600	391,800
27	233,000	276,400	301,000	340,200	393,500
28	233,400	277,500	302,700	341,900	395,300
29	234,200	278,400	304,300	343,500	397,100
30	234,800	279,600	306,000	345,200	399,000
31	236,300	280,800	307,700	346,900	400,900
32	237,800	282,000	309,300	348,700	402,700
33	239,200	283,100	310,700	350,500	404,400
34	240,800	284,400	312,300	352,400	406,100
35	242,400	285,600	313,700	354,200	407,900
36	244,100	286,700	315,200	356,000	409,700
37	244,700	287,700	316,700	357,800	411,400
38	246,300	289,000	318,300	359,500	413,200
39	247,900	290,200	319,900	361,200	415,000
40	249,600	291,500	321,500	362,900	416,800
41	251,200	292,900	323,000	364,400	418,400
42	252,300	294,200	324,500	365,800	419,900
43	253,200	295,700	326,000	367,300	421,500
44	254,300	297,200	327,500	368,900	423,100
45	254,800	298,500	328,700	370,400	424,200
46	255,900	299,900	330,100	371,700	425,400
47	256,900	301,200	331,600	373,100	426,600
48	257,900	302,500	333,100	374,500	427,800

49	259,000	303,600	334,400	375,900	429,000
50	259,500	305,000	335,800	377,300	430,200
51	260,000	306,400	337,200	378,600	431,400
52	260,500	307,800	338,600	379,900	432,600
53	261,200	309,200	340,100	381,300	433,600
54	261,800	310,500	341,400	382,500	434,600
55	262,400	311,800	342,800	383,700	435,600
56	263,000	313,100	344,200	384,900	436,500
57	263,600	314,400	345,100	386,000	437,300
58	264,500	315,800	346,400	387,000	438,000
59	265,400	317,200	347,600	388,000	438,700
60	266,300	318,600	348,800	389,000	439,300
61	266,900	319,800	349,800	389,800	439,800
62	268,000	321,000	351,000	390,500	440,300
63	269,000	322,300	352,200	391,200	440,800
64	269,900	323,600	353,400	391,700	441,200
65	270,700	324,800	354,600	392,100	441,500
66	271,900	326,000	355,800	392,400	441,900
67	273,100	327,300	357,000	392,800	442,300
68	274,200	328,500	358,200	393,200	442,600
69	275,200	329,400	359,000	393,500	442,900
70	276,600	330,500	360,100	393,800	
71	277,900	331,500	361,200	394,200	
72	279,100	332,500	362,300	394,600	
73	280,200	333,500	363,100	394,900	
74	281,500	334,600	364,200	395,200	
75	282,800	335,700	365,200	395,500	
76	284,100	336,900	366,300	395,800	
77	285,400	337,900	367,200	396,000	
78	286,800	339,100	368,000	396,200	
79	288,100	340,300	368,800	396,400	
80	289,400	341,500	369,600	396,600	
81	290,600	342,600	370,400	396,800	
82	291,900	343,700	370,800	397,000	
83	293,200	344,800	371,300	397,200	
84	294,600	345,900	371,800	397,400	
85	295,800	346,900	372,200	397,600	
86	297,200	347,900	372,600	397,800	

87	298,600	348,900	373,000	398,000	
88	300,000	349,900	373,400	398,200	
89	301,500	350,700	373,800	398,400	
90	302,800	351,400	374,100	398,600	
91	304,000	352,200	374,400	398,800	
92	305,300	353,000	374,700	399,000	
93	306,300	353,700	374,900	399,200	
94	307,600	354,300	375,200	399,400	
95	308,900	354,900	375,400	399,600	
96	310,200	355,500	375,600	399,800	
97	311,200	355,900	375,800	400,000	
98	312,400	356,400	376,000		
99	313,600	356,800	376,200		
100	314,800	357,300	376,400		
101	316,000	357,800	376,600		
102	317,200	358,100	376,800		
103	318,400	358,500	377,000		
104	319,400	358,900	377,200		
105	320,200	359,400	377,400		
106	320,900	359,800	377,600		
107	321,500	360,200	377,800		
108	322,200	360,600	378,000		
109	322,700	360,900	378,200		
110	323,400	361,300	378,400		
111	324,000	361,700	378,600		
112	324,600	362,100	378,800		
113	325,000	362,400	379,000		
114	325,500	362,700			
115	326,000	363,000			
116	326,500	363,300			
117	327,000	363,600			
118	327,500	363,900			
119	328,000	364,200			
120	328,500	364,500			
121	328,900	364,800			
122	329,300	365,100			
123	329,600	365,300			
124	329,900	365,500			

125	330, 100	365, 700			
126	330, 400				
127	330, 700				
128	331, 000				
129	331, 400				
130	331, 700				
131	332, 000				
132	332, 300				
133	332, 500				
134	332, 800				
135	333, 100				
136	333, 400				
137	333, 600				
138	333, 900				
139	334, 200				
140	334, 500				
141	334, 700				
142	335, 000				
143	335, 300				
144	335, 600				
145	335, 900				
146	336, 200				
147	336, 500				
148	336, 800				
149	337, 100				
150	337, 300				
151	337, 500				
152	337, 700				
153	337, 900				
154	338, 100				
155	338, 300				
156	338, 500				
157	338, 700				
158	338, 900				
159	339, 100				
160	339, 300				
161	339, 500				
162	339, 700				

163	339,900				
164	340,100				
165	340,300				

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。